

認定こども園 長坂保育園 重要事項説明書

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 根っ子の会
所 在 地	青森県八戸市根城八丁目8番34号
電 話 番 号	0178-45-8126
代 表 者 氏 名	理事長 川口 司

2 施設概要

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園		
施 設 の 名 称	認定こども園 長坂保育園		
施設の所在地	青森県八戸市根城八丁目8番34号		
連 絡 先	0178-45-8126		
管 理 者	園 長 川 口 司		
利 用 定 員	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども
	10人	70人	60人
開 設 年 月 日	平成27年 4月 1日		
事 業 所 番 号			

3 施設の目的及び運営の方針

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

当園の運営方針は、次のとおりとする。

- (1) 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的習慣を養い、身体機能の調和発達を図る。
- (2) 集団生活の中で子ども達が自己を発揮できるように総合的に保育・教育を行う。
- (3) 子ども一人ひとりの特性と発達の課題に配慮し、子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構築し、豊かな遊びを通して総合的な保育・教育を行う。
- (4) 地域における教育・保育活動を実践するため、地域の人材や社会資源の活用を図りながら、保護者が子育てを自ら実践する力の向上の支援、及び地域の子育て家庭に対する支援を行う。
- (5) 八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年八戸市条例第31号）のほか、子ども・子育て支援法その他関係法令を順守し施設の運営を行うものとする。

4 施設・設備等概要

敷地	敷地全体	2,497.33㎡
	園庭	850.63㎡
園舎	構造	木造合金メッキ鋼板ぶき2階建
	延べ面積	859.68㎡
	築年月	平成25年 3月

設備	部屋数	備考
乳児室	1	ひよこ組(0歳児)
ほふく室	1	つくし組(1歳児)
保育室	4	たんぽぽ組(2歳児クラス) すみれ組(3歳児クラス) ひまわり組(4歳児クラス) きく組(5歳児クラス)
遊戯室(ホール)	1	
調理室	1	
ねっこルーム	1	子育て支援・一時預かり

5 職員の配置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
副園長	1	1		
主幹保育教諭	1	1		
保育教諭	17	14	3	
栄養教諭	1	1		
調理員	2	1	1	
事務職員	1	1		
看護師	1	1		

6 教育・保育の提供日

1号認定子ども	2号認定子ども・3号認定子ども
ア 学期 ・1学期 4月 1日～ 7月31日 ・2学期 8月 1日～12月31日 ・3学期 1月 1日～ 3月31日	月曜日から土曜日とします。ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始(12月29日から1月3日)は除きます。
イ 休園日 ・土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・夏季休園 7月21日～ 8月20日 ・冬季休園 12月21日～1月15日	

7 教育・保育の提供時間

(1) 教育標準時間

- ア 教育時間 9時00分から13時00分
- イ 一時預かり 13時00分から17時00分

(2) 保育標準時間

- ア 保育時間 7時00分から18時00分
- イ 時間外保育 18時00分から19時00分

(3) 保育短時間

- ア 保育時間 9時00分から17時00分
- イ 時間外保育 7時00分から 9時00分
- ウ 時間外保育 17時00分から19時00分

8 教育・保育の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、以下に掲げる教育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育の提供

上記7に記載する時間において、教育・保育を提供します。

(2) 「見守る保育」の実践。（異年齢、習熟度別、選択制等成長、発達、特質に合わせた保育）

(3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

(5) その他

一時預かり、延長保育の実施。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

当園に対し、支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 教育・保育の提供に要するその他利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

10 入園・退園・転園・休園・卒園に関する事項

(1) 入園

- ア 当園は、1号認定子どもの入園選考については、原則として先着順とします。
- イ 2号認定子ども及び3号認定子どもの入園については、市町村が利用調整を行います。

(2) 退園

- ア 利用期間の途中で退園を希望する保護者は、退園希望月の20日までに退園届を提出してください。
- イ 園長は、次のいずれかに該当する場合には、児童を退園させることができます。
 - ・2号認定子ども又は3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ウ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(3) 転園

転居等により他の教育・保育施設等への転園を希望するときは、転園希望月の1月前までに転園届を提出してください。

(4) 休園

- ア 1号認定子どもについて、病気その他の理由により休園を希望するときは、速やかに園長に申し出するものとする。
- イ 児童が多数伝染病に罹患する等、教育・保育上重大な影響があるときは、休園となる場合があります。

(5) 卒園

当園は、児童が小学校に就学したときは、教育・保育の提供を終了します。

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	青森県立はまなす医療療育センター
小児科園医名	有吉 忍
所在地	八戸市大字大久保字大塚17-729
電話番号	0178-31-5005

(2) 歯科

医療機関の名称	松尾歯科
医院長名	松尾芳明
所在地	八戸市田面木字下田面木13-3
電話番号	0178-23-3969

12 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に関する窓口を以下のとおり設置しています。

相談窓口	
・解決責任者 園長 川口 司	
・受付担当者 柳本真瞳花 川口 修子 (担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください)	
・相談時間 当園開園日、開園時間内	
・電話番号 0178-45-8126 ・FAX番号 0178-45-8136	

第三者委員		
氏名	荒谷 祥輔	根城 優子
住所	八戸市長苗代二丁目24-10	八戸市売市三丁目1-18
電話番号	0178-28-0689	0178-45-2308
役職・肩書等	社会福祉法人根っ子の会 監事	根城地区主任児童委員

13 非常災害時の対策

当園は、非常災害時には別途定める消防計画書により対応します。

防災設備	・自動火災報知機 ・ガス漏れ報知機 ・非常警報装置 ・誘導灯 ・カーテン・敷物・建具等の防災処理 ・震災用備蓄：食糧（米、乾麺、缶詰、菓子類） 飲料水（130人×3日分） 拡声器・携帯ラジオ等
避難・消火訓練	避難及び消火訓練は、毎月1回以上実施します。
避難場所	第1次：長坂公園 第2次：根城中学校

14 虐待の防止

当園では、児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要措置を講じるものとします。

15 緊急時の対応

お預かりしている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する別紙の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 その他の留意事項

- (1) 当園の敷地内はすべて禁煙です。
- (2) 送迎は基本的に保護者が行います。保護者以外の方が来る場合は連絡をお願いします。

別紙

当園における教育・保育の提供を開始するにあたり、書面に基づき重要事項の説明を行いました。

認定こども園 長坂保育園 園長 川口 司

私は、書面に基づいて長坂保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

平成 年 月 日

保護者住所

児童氏名

保護者氏名 ④ 児童との続柄

児童のかかりつけ医療機関

医療機関名	
診療科	
主治医	
所在地	
電話番号	

緊急連絡先①

氏名		児童との続柄	
住所			
電話番号			

緊急連絡先②

氏名		児童との続柄	
住所			
電話番号			